

1 策定の趣旨

岩手県内に、いかなる大規模自然災害が発生しても、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の構築に向け、「岩手の強靱化」を推進するための指針として策定。

2 位置付け

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」
(H25.12.11公布施行)

⇒国土強靱化の観点から、

他の計画の指針(=アンブレラ計画)

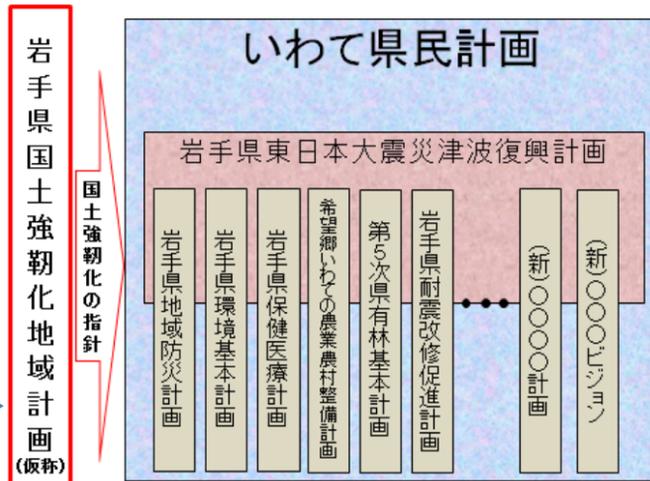
■国土強靱化基本計画：

国が策定する(H26.6.3閣議決定)

■国土強靱化地域計画：

都道府県・市町村が策定できる

「岩手県国土強靱化地域計画」(仮称)
位置付けイメージ図



3 策定の意義

(1)あらゆるリスクを想定

大規模自然災害に対する様々な脆弱性の評価(いわば「健康診断」)を行い、対応が必要なあらゆる脆弱性を分野横断的、総合的に改めて検討し、関係者間で、危機感と取組の必要性を共有。

(2)あらゆる対策を結集

従来の防災の範囲に止まらず、ハード・ソフト両面から、幅広い分野の総合的な対策を結集。

(3)持続的成長の促進

地域コミュニティや地域経済の強靱化を通じ、人口減少問題にも対応し、地域社会の持続的成長を促進。

4 策定体制

(1)庁内

- ・政策会議：知事、副知事、各部局長が構成員。
- ・政策会議幹事会：政策地域部長、各部局副部長が構成員。
- ・岩手県国土強靱化地域計画連絡会議：庁内各部局企画担当課長等が構成員。
- ・強靱化すべき施策分野別ワーキンググループ：各分野の庁内関係部局室課の担当者等が構成員。

(2)庁外

- ・岩手県国土強靱化地域計画検討会議：様々な分野の関係者が構成員。

5 策定スケジュール

平成27年度中に策定する。

6 計画の構成案(概要)

- | | |
|---------------|---|
| (1) 計画策定の趣旨等 | ①地域計画の趣旨 ②位置付け ③計画期間 |
| (2) 基本的な考え方 | ①基本目標 ②事前に備えるべき目標 ③基本的な方針 ④基本的な進め方 |
| (3) 対象とする自然災害 | ①地震 ②津波 ③火山噴火 ④風水害・土砂災害 ⑤雪害 ⑥その他 |
| (4) 脆弱性評価 | ①考え方 ②起きてはならない最悪の事態 ③強靱化すべき施策分野 ④実施手順 ⑤評価結果 |
| (5) 対応方策 | ①最悪の事態ごとの推進方針 ②施策分野ごとの推進方針 ③重点施策 |
| (6) 進捗管理 | ①推進体制 ②進捗管理と見直し(PDCAサイクルの徹底) |

7 策定手順

STEP1	基本目標・事前に備えるべき目標・基本的な方針の設定 (詳細は「別紙1」のとおり) 国の基本計画に即して、 (1)4つの基本目標 (2)7つの事前に備えるべき目標 (3)10の基本的な方針 を設定
STEP2	最悪の事態の設定 (1)対象とする自然災害(案) (詳細は「別紙2」のとおり) 県内で発生しうるあらゆる大規模自然災害を設定。 ①地震 ②津波 ③火山噴火 ④風水害・土砂災害 ⑤雪害 ⑥その他 (ただし、県外で発生しうる災害のうち、物流等において、岩手県にも影響を及ぼす災害は対象。)
	(2)起きてはならない最悪の事態(案) (詳細は「別紙2」のとおり) 国の基本計画における45の起きてはならない最悪の事態を基に、岩手県の実情等を踏まえ、統合・組み替え等を行い、22の起きてはならない最悪の事態を設定。
	(3)強靱化すべき施策分野(案) 国の基本計画における12の個別施策分野及び3つの横断的分野を基に、統合・組み替え等を行い、下記のとおり設定。 ・5つの個別施策分野 (①行政機能・情報通信 ②住宅・都市 ③保健医療・福祉 ④産業 ⑤国土保全・交通) ・3つの横断的分野を設定。 (①リスクコミュニケーション ②老朽化対策 ③人口減少・少子高齢化対策)
STEP3	脆弱性の分析・評価、課題の検討
STEP4	脆弱性の評価に基づいた対応方策の検討
STEP5	対応方策について重点化・優先順位付け

現在検討中

8 計画期間

- 平成28年度～平成32年度の5年間とする。
- ただし、必要に応じて、見直し作業を行う。

9 進捗管理と見直し

- 当計画の中に目標指標及び目標数値等を記載し、施策の進捗状況を把握するとともに、PDCAサイクルを繰り返し行い、改善を重ねていく。
- 計画の進捗管理及び見直しを適切に行うための体制を別途整備する。
- 各種計画等の更新時期等には、当計画に基づき、国土強靱化の観点において必要な見直しを加える。